

裏面白紙

特整發第八號

昭和二十二年十一月十九日

特別調達總調整局長

公府總務官事務局長殿



特別調達總分課規程送付の件

特別調達總分課規程二部別添の通り送付する
御查收ありたい

本信送付先 總理總官房總務課長 大藏省管理局長 終戰連絡中央
事務局設營部長 戦災復興院特別建設局長 經^済安定本
部官房指導課長 商工省特別資材部長 東京都副知事

特別調達總

特別調査課分課規程

第一條 秘書室においてはその事務を掌る。

一 役員秘書に關する事項

第二條 庶務部にその三課を置く。

庶務課

人事課

計課

第三條 庶務課においてはその事務を掌る。

一 理事會に關する事項

二 總裁印及び庶務印の保存に關する事項

三 文書の授受、發送、簡易及び保存に關する事項

四 手書、函誌、電報並びに通譯に關する事項

五 電話の運営に關する事項

六 庶用車の維持運営に關する事項

(1)

七、其の他一般庶務に關する事項

八、他の課の所管に屬しない事項

第四條 人事課においてはその事務を掌る。

一、機密に關する事項

二、職員の進退身分及び給與に關する事項

三、職員及び傭人の福利厚生に關する事項

第五條 會計課においてはその事務を掌る。

一、經費の経理及び廳内物品の會計に關する事項

二、傭人の人事に關する事項

三、廳内の營繕に關する事項

四、支局の經費の経理及び物品會計の檢査に關する事項

第六條 調査局にその四課を置く。

企画課

調査課

連絡課

救養監査課

第七條

企画課においてはその事務を掌る。

一、處の組織及びその運営の調査企画に関する事項

二、調査計画に関する事項

三、法令の企画及びその効果の検討に関する事項

四、所収式の企画に関する事項

五、其の他一徹的企画に関する事項

六、他課の所管に属し得る事項

七、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第八條

調査課においてはその事務を掌る。

一、調査要求書、報告及びその他調査より受入文書の調査配分に関する事項

二、収束文書の調査に関する事項

三、他局の所管に属し得る事項の調査の起案に関する事項

(2)

四、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第九條

連絡課においてはその事務を掌る。

一、調査計画、手續及び関係法令の周知に関する事項

二、調査に関する連絡及び便宜供与に関する事項

三、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第十條

救養監査課においてはその事務を掌る。

一、本處及び支局の業務監査並びに業務指導に関する事項

二、本處及び支局職員の救養訓練に関する事項

三、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第十一條

総理局に於て三課を置く。

豫算課

司計課

総理課

第十二條

豫算課においてはその事務を掌る。

- 一、事業費の算出の編成及び要求に関する事項
 - 二、決算計画に関する事項
 - 三、他課の所管に属しない事項
 - 四、支局の行う同種業務の監督に関する事項
- 第十三条 司計課においては左の事務を掌る。
- 一、事業費の記録並びに統計に関する事項
 - 二、支局の行う同種業務の監督に関する事項
- 第十四条 総理課においては左の事務を掌る。
- 一、事業費の総理に関する事項
 - 二、支局の行う同種業務の監督に関する事項
- 第十五条 契約局は左の事項を置く。

工電部

工電調査課

工事入札課

(3)

工事契約課

需品部

需品調査課

需品入札課

需品契約課

役務部

役務調査課

役務入札課

役務契約課

不動産部

不動産調査課

不動産契約課

第十六条 工電調査課においては左の事務を掌る。

- 一、工電調査業務の調査選定に関する事項

二、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第十七條 工事入札案においては左の事務を掌る。

一、工事の入札に関する事項

三、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第十八條 工事契約案においては左の事務を掌る。

一、工事の契約締結に関する事項

二、他の契約の所管に属しない事項

三、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第十九條 需用調査案においては左の事務を掌る。

一、需用製造業者及び供給者の調査選定に関する事項

三、他課の所管に属しない事項

三、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第二十條 需用入札案においては左の事務を掌る。

一、需用供給の入札に関する事項

二、証文書の発行に関する事項

三、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第二十一條 需用契約案においては左の事務を掌る。

一、需用供給契約の締結に関する事項

三、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第二十二條 役務調査案においては左の事務を掌る。

一、役務供給者の調査選定に関する事項

二、他課の所管に属しない事項

三、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第二十三條 役務入札案においては左の事務を掌る。

一、役務供給の入札に関する事項

三、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第二十四條 役務契約案においては左の事務を掌る。

一、役務供給契約の締結に関する事項

三、支局の行う同種業務の監督に關する事項

第二十五條 不動産調査課に於ては、左の事務を掌る。

一、接收豫定の不動産の調査豫定に關する事項

二、接收命令の施行に關する事項

三、接收不動産の所有確認に關する事項

四、地界の所管に屬しない事項

五、支局の行う同種業務の監督に關する事項

第二十六條 不動産契約課に於ては、左の事務を掌る。

一、接收不動産の賃貸契約又は賣買契約並びに之に關する新債契約締結に關する事項

二、接收に伴う各種不動産の賃貸契約又は賣買契約締結に關する事項

三、支局の行う同種業務の監督に關する事項

第二十七條 技術局に於ては、左の事項を置く。

設計部

建築課

土木課

電気課

機械課

橋梁課

総司令部課

企画部

需品管理課

不動産評價課

工事管理課

収務管理課

試験課

第二十八條 建築課に於ては、左の事務を掌る。

一、建築工事の設計及び審査に關する事項

二、此の課の所管に屬しない事項

三、支局の行う同種業務の監督に關する事項
第三十九條 土木課においてはその事務を掌る。

一、上下水道及び道路を含む土木工事の設計及び監督に關する事項

二、支局の行う同種業務の監督に關する事項

第三十條 電氣課においてはその事務を掌る。

一、電氣工事の設計及び監督に關する事項

二、支局の行う同種業務の監督に關する事項

第三十一條 機械課においてはその事務を掌る。

一、暖冷房及び衛生施設その他機械工事の設計及び監督に關する事項

二、支局の行う同種業務の監督に關する事項

第三十二條 積出課においてはその事務を掌る。

一、積出の設計及び監督に關する事項

二、支局の行う同種業務の監督に關する事項

第三十三條 總司令部課においてはその事務を掌る。

一、總司令部の指示に依る型式の標準圖面及び仕様書の作成に關する事項

第三十四條 常務課においてはその事務を掌る。

一、常務の製造に必要の資材、勞務、費格その他の積算に關する事項

二、地價の所管に關する事項

三、支局の行う同種業務の監督に關する事項

第三十五條 不動産課においてはその事務を掌る。

一、不動産の原價、賣價、賃料、賃料賃格及び各種補償價格の評価に關する事項

二、支局の行う同種業務の監督に關する事項

第三十六條 工事積算課においてはその事務を掌る。

一、建設工事に必要な資材、勞務、工費その他の積算に關する事項

二、支局の行う同種業務の監督に關する事項

第三十七條 財務課においてはその事務を掌る。

一、各課の業務の契約に必要な資材、勞務、経費その他の積算に關する事項

二、支局の行う同種業務の監督に關する事項

第三十八條 試験課においては左の事務を掌る。

一、品質の改善、生産費の低下及び所要生産費の減少を目的とする研究に關する

事項

二、商標、商標及び商標の試験及び承認に關する事項

三、支店が行う同種業務の監督に關する事項

第三十九條 促進局には左の部課を置く。

工務課 促進部

地方工務課 促進課

東京地工務課 促進課

役務課 促進課

生産促進部

木材課

家具課

金属化工課

(7)

建設課

電気資材課

管工事資材課

設備器具課

用品課

一般促進部

所管課

見本課

監督課

紹介課

水産重課

倉庫課

第四十條 地方工務促進課においては左の事務を掌る。

一、管内の地産三穀、木産物、土産物の加工及びその工務の促進に關する事項

二、他の部課の所管に属しない事項

三、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第四十一條 東京地直工部促進課においては、その事務を掌る。

一、東京地直における工部の促進に関する事項

第四十二條 役務促進課においては、その事務を掌る。

一、役務契約の履行の促進に関する事項

二、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第四十三條 木材課においては、その事務を掌る。

一、木材、家具を除く木材製品及び梱包用製工品の生産の促進に関する事項

二、地蔵の所管に属しない事項

三、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第四十四條 家具課においては、その事務を掌る。

一、家具の生産の促進に関する事項

二、支局の行う同種業務の監督に関する事項

(A)

第四十五條 金屬化工課においては、その事務を掌る。

一、建設資材として用ひらるべき金屬製品、洋灰類、塗料、顔料、薬品及び化工雑品
の生産の促進に関する事項

二、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第四十六條 建設課においては、その事務を掌る。

一、砂礫、粘土、煉瓦類及び床産張材等建設の所管に属しない建設材の生産の促進
に関する事項

二、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第四十七條 電気資材課においては、その事務を掌る。

一、電気資材器具の生産の促進に関する事項
二、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第四十八條 管工事務課においては、その事務を掌る。

一、給排水、暖房、通風、衛生並びに温水施設用資材器具の生産の促進に関する事項
二、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第四十九條 設備器具課においてはその事務を掌る。

一、今蔵庫、倉庫、倉庫、掃き器具、洗濯器具、庭園用器、消火器及び消防自動車等の設備器具の生産の促進に関する事項

二、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第五十條 用品課においてはその事務を掌る。

一、敷物類、窓紙類、食器其の他日常雑品及び建築の所需に属しはる雑品の生産の促進に関する事項

二、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第五十一條 考査課においてはその事務を掌る。

一、消費業者の業績の調査及びその促進に関する事項

二、地課の所管に属しはる事項

三、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第五十二條 見本課においてはその事務を掌る。

一、連合國重工業見本承認交付及び認承標準に関する事項

(9)

二、見本の受理、蒐集、改良、配分、提示及び保管に関する事項

三、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第五十三條 監督課においてはその事務を掌る。

一、契約及び保証事項の解釋、苦情の申出受理及び解決に関する事項

二、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第五十四條 配分課においてはその事務を掌る。

一、基礎原料の配分順位決定、給付額、物資の割当其の他價格の配当に関する事項

二、労務及び輸送に関する緊急需要の交付並びに之が優先順位変更の指示に関する事項

項

三、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第五十五條 水産課においてはその事務を掌る。

一、水産品による物資輸送の促進に関する事項

二、支局の行う同種業務の監督に関する事項

第五十六條 倉庫課においてはその事務を掌る。

- 一、設備用資材及び需品の倉庫保管、管理並びに出入に關する事項
 - 二、支局の行う同種業務の監督に關する事項
- 第五十條 事業局に之の部課を置く。

紙部

運輸保管課

技能課

建設機械直営課

管理課

労務部

雇傭契約課

労務課

合興課

厚生課

第五十八條 運輸保管課において之の事務を掌る。

(10)

- 一、本局所有の貨物自動車、貨物輸送並びに之の維持修理に關する事項
 - 二、直営業務用物資の出入、保管、梱包及び検査に關する事項
 - 三、他の部課の所管に關しない事項
 - 四、支局の行う同種業務の監督に關する事項
- 第五十九條 技能課において之の事務を掌る。
- 一、技能の提供に關する事項
 - 二、支局の行う同種業務の監督に關する事項
- 第六十條 建設機械直営課において之の事務を掌る。
- 一、建設機械及び其の部品の運用に關する事項
 - 二、建設機械の監督者及び作業員の訓練に關する事項
 - 三、支局の行う同種業務の監督に關する事項
- 第六十一條 管理課において之の事務を掌る。
- 一、直営業務管理業務其の他業務の実施に關する事項
 - 二、支局の行う同種業務の監督に關する事項

第六十二條 雇傭契約書に於ては左の事項を掌る。

一、連合國軍被傭人の雇傭に関する事項

二、労働組合に関する事項

三、他課の所管に属しない事項

四、支局が行う同種業務の監督に関する事項

第六十三條 労務課に於ては左の事務を掌る。

一、連合國軍被傭人の労務管理に関する事項

二、支局が行う同種業務の監督に関する事項

第六十四條 給與課に於ては左の事務を掌る。

一、連合國軍被傭人の給與に関する事項

二、支局が行う同種業務の監督に関する事項

第六十五條 厚生課に於ては左の事務を掌る。

一、連合國軍被傭人の福利厚生に関する事項

二、支局が行う同種業務の監督に関する事項